

目次

第1章 総則

第2章 全学委員会の所掌事項等

第1節 自己点検・評価委員会

第2節 人事委員会

第3節 全学FD委員会

第4節 教員評価委員会

第5節 広報委員会

第6節 個人情報保護管理委員会

第7節 安全衛生委員会

第8節 研究推進委員会

第9節 研究倫理委員会

第10節 動物実験委員会

第11節 遺伝子組換え実験安全委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、十文字学園女子大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の管理・運営及び教育研究に関する基本方針等を審議するために設置する全学委員会の組織及び運営について定める。

(設置)

第2条 全学委員会として、次の各号に掲げる委員会を設置する。

(1) 自己点検・評価委員会

(2) 人事委員会

(3) 全学FD委員会

(4) 教員評価委員会

(5) 広報委員会

(6) 個人情報保護管理委員会

(7) 安全衛生委員会

(8) 研究推進委員会

(9) 研究倫理委員会

(10) 動物実験委員会

(11) 遺伝子組換え実験安全委員会

2 前項各号のほか、学長は必要に応じて特別委員会を置くことができる。

(構成員)

第3条 全学委員会は、委員長及び委員で構成する。

(委員長及び委員長代理)

第4条 全学委員会の委員長は、学長または学長が指名する教職員をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じ、委員のうちから委員長代理を指名することができる。

(委員)

第5条 全学委員会の委員は、充て職による委員を除き、本学の教職員のうちから、学長が任命する。

2 学長は、必要に応じ、外部委員を指名することができる。

(委員の任期)

第6条 充て職による委員以外の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第7条 全学委員会の会議は、委員長又は委員長代理が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長代理又はあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第8条 全学委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、各全学委員会において、定足数の要件を加重することができる。

(議決)

第9条 全学委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、各全学委員会において、議決の要件を加重することができる。

(専門部会)

第10条 学長が必要と認めたときは、全学委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、学長が任命する。

(委員以外の者の出席)

第11条 全学委員会及び専門部会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、全学委員会の運営に関し必要な事項は、各全学委員会の議を経て、学長が定める。

## 第2章 全学委員会の所掌事項等

### 第1節 自己点検・評価委員会

(処理事項)

第13条 自己点検・評価委員会は、「十文字学園女子大学 大学評価規程」に規定する事項を処理する。

(委員)

第14条 自己点検・評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長、学長補佐、事務局長
- (3) 学部長、学科長、センター長、事務局の部長
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(事務)

第15条 自己点検・評価委員会の事務は、企画評価課において処理する。

### 第2節 人事委員会

(審議事項)

第16条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 専任教員の採用及び昇任についての方針に関する事項
- (2) 専任教員の採用及び昇任に係る審査に関する事項
- (3) その他教員の人事、研修に関する重要事項

(委員)

第17条 人事委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
  - (2) 学長が指名する専任教員 4 名
  - (3) その他委員長が必要と認めた者
- (事務)

第18条 人事委員会の事務は、人事課において処理する。

### 第3節 全学FD委員会

(審議事項等)

第19条 全学FD委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な事項を処理する。

- (1) FDに係る研修会等の実施に関する事項（大学問題研究会の研修を含む）
- (2) 大学及び大学院が行うFDに係る活動の連絡・調整に関する事項
- (3) 授業評価等FDに係る調査、研究に関する事項
- (4) FDに関して全学教育推進会議から指示・要請された事項
- (5) その他本学のFDに関する事項

2 全学FD委員会は、大学のFD委員会を兼ねるものとする。

3 全学FD委員会は、必要な場合、大学院のFD委員会と協同して活動を行うことができる。

(委員)

第20条 全学FD委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 専任教員 2 名
- (3) 大学院のFD委員会において選出された者 1 名
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(事務)

第21条 全学FD委員会の事務は、教務課において処理する。

### 第4節 教員評価委員会

(審議事項)

第22条 教員評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員評価の基本方針に関する事項
- (2) 教員評価の実施に関する事項
- (3) 評価結果に対する不服申し立てについての再審査に関する事項
- (4) その他教員評価に関する重要事項

(委員)

第23条 教員評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 専任教員 4 名
- (3) その他委員長が必要と認めた者

(事務)

第24条 教員評価委員会の事務は、人事課において処理する。

### 第5節 広報委員会

(審議事項等)

第25条 広報委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学広報に関する基本方針の策定に関する事項

- (2) 大学のブランドイメージ構築 及び 大学の認知度向上に関する事項
- (3) 各種情報メディアを利用した広報誌等の編集及び発行に関する事項
- (4) 広報活動に関する各部局等との連絡調整に関する事項
- (5) その他広報に関する事項

(委員)

第26条 広報委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 学長の指名する教職員 若干名
- (3) 総務部長
- (4) 広報課長
- (5) 募集広報課長
- (6) その他学長が必要と認めた者

(事務)

第27条 広報委員会の事務は、広報課において処理する。

#### 第6節 個人情報保護管理委員会

(審議事項等)

第28条 個人情報保護管理委員会は、「学校法人十文字学園における個人情報の保護に関する規程」(次条において「規程」という。)に規定する事項を審議し、必要な事項を処理する。

(委員)

第29条 個人情報保護管理委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 専任教員4名
- (3) 学生支援部長
- (4) 総務部長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 個人情報保護に関する規程第25条に規定する不服申し立てに直接関連があると委員会が認めた委員は、当該不服申し立ての審議に加わることができない。

(事務)

第30条 個人情報保護管理委員会の事務は、総務課において処理する。

#### 第7節 安全衛生委員会

(審議事項)

第31条 安全衛生委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 全学的な環境及び安全衛生に関する事項
- (2) その他安全衛生に関する重要事項

(委員)

第32条 安全衛生委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長(研究担当)
- (2) 健康管理センター長(産業医)
- (3) 衛生管理者
- (4) 学長の指名する教職員
- (5) 教職員の過半数を代表する者
- (6) 教職員の過半数を代表する者の推薦する者

(専門部会)

第33条 安全衛生委員会に、専門部会として災害補償審査部会をおく。

2 災害補償審査部会は、学校法人十文字学園職員の業務上の災害に対する補償規程第11条が定める災害補償審査委員会とする。

(事務)

第34条 安全衛生委員会の事務は、人事課及び施設課において処理する。

#### 第8節 研究推進委員会

(審議事項)

第35条 研究推進委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の研究推進方策を企画、立案し、実施すること
- (2) 学内研究費(研究所、刊行助成等を含む。)の審査、配分、確定に関すること
- (3) 外部研究資金獲得に関すること。
- (4) 研究支援体制の整備に関すること。
- (5) 特別研修員に関すること。
- (6) その他本学の研究推進に関すること。

(組織)

第36条 研究推進委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(研究担当)
- (3) 学長の指名する教職員 若干名
- (4) 財務部長
- (5) 研究支援課長

(事務)

第37条 研究推進委員会の事務は、研究支援課において処理する。

#### 第9節 研究倫理委員会

(審議事項)

第38条 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 「十文字学園女子大学における人を対象とする研究に関する倫理指針」に基づく本学における研究の倫理に関わる基本的事項
- (2) 「十文字学園女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」(以下、「不正防止規程」という。)第13条に定める研究倫理教育に関すること
- (3) 「不正防止規程」第2条第3項第1号から第3号までに掲げる研究活動の不正行為の防止に関すること
- (4) 教員から申請のあった人を対象とする研究に関する実施計画の審査
- (5) 人を対象とする研究に関連する又は準ずる行為の倫理に関する事項
- (6) 利益相反マネジメントに関すること

(委員)

第39条 研究倫理委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長(研究担当)
- (3) 専任教員4名
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(事務)

第40条 研究倫理委員会の事務は、研究支援課において処理する。

#### 第10節 動物実験委員会

(処理事項)

第41条 動物実験委員会は、本学において行われる実験動物を対象とする教育及び研究が「十文字学園女子大学動物実験規程」に従い、動物実験等が適正に行われ、実験動物が適正に使用・保管されることを目的として、教員から申請された動物実験計画の審査等同規程に定められた事項を処理する。

(委員)

第42条 動物実験委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 専任教員4名
- (3) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第3号の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、又はその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含むものとする。

(事務)

第43条 動物実験委員会の事務は、研究支援課において処理する。

#### 第11節 遺伝子組換え実験安全委員会

(処理事項)

第44条 遺伝子組換え実験安全委員会は、本学において行われる遺伝子組換え生物の使用等を対象とする教育及び研究が「十文字学園女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に従い、遺伝子組換え実験計画等が適正に行われ、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物等が適正に使用・保管・運搬されることを目的として、教員から申請された遺伝子組換え実験計画の審査等同規程に定められた事項を処理する。

(委員)

第45条 遺伝子組換え実験安全委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 学長の指名する専任教員 若干名
- (3) その他委員長が必要と認めた者

(事務)

第46条 遺伝子組換え実験安全委員会の事務は、研究支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。